〔参考〕

鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業補助金の事務手続きについて

1.　交付申請書提出　　（事業開始の20日前まで）

〇交付申請書は、住宅政策課までとっとり電子申請サービス若しくはメール、郵送にて提出してください。

2.　交付決定通知到着　　（交付申請から原則20日以内）

＊交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3.　事業開始　　（交付決定後に着手してください）

4.　事業完了

5.　実績報告書提出　（完了・廃止・中止から30日以内）

資料提出・問い合わせ先　資料提出・問い合わせ先
県庁生活環境部くらしの安心局住宅政策課
鳥取市東町1丁目220（県庁本庁舎7階）電話：0857－26－7398）